

独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程

平成15年10月1日 独信基(101)平成15年第35号 制定
最終改正 平成29年12月27日 独信基602平成29年度第112号

(総則)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金の業務に常時従事する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項は、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類及び支払)

第2条 職員の給与は、本俸及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

(1) 本俸

(2) 諸手当

ア 扶養手当

イ 一般職職務手当

ウ スタッフ職職務手当

エ 特別都市手当

オ 住居手当

カ 通勤手当

キ 時間外勤務手当

ク 一般職期末手当

ケ スタッフ職期末手当

コ 一般職勤勉手当

サ スタッフ職勤勉手当

2 独立行政法人農林漁業信用基金就業規則（以下「就業規則」という。）第52条の2の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給与は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 本俸

(2) 諸手当

ア 特別都市手当

イ 通勤手当

ウ 時間外勤務手当

エ 一般職期末手当

オ 一般職勤勉手当

3 給与は、租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

(給与の端数計算)

第3条 給与の端数計算は次のとおりとする。

(1) 各給与項目の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて計算する。ただし、1

時間あたりの算定給与額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。

(2) 給与の総支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。

(本俸の決定)

第4条 職員の本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき勤務成績、能力、業務経歴等を考慮して決定するものとする。

(本俸の月額)

第5条 職員の本俸の月額は、一般職月額表（別表第一）及びスタッフ職月額表（別表第二）（以下「本俸月額表」という。）の定めるところによる。

2 一般職月額表は、スタッフ職の職員以外の職員に適用する。

3 スタッフ職月額表は、スタッフ職の職員に適用する。

4 再雇用職員の本俸の月額は、一般職月額表（別表第一）の再雇用職員の欄に掲げる額とする。

(初任給の基準)

第6条 新たに採用した職員の本俸は、学歴により次のとおりとする。ただし、学校卒業後1年以上を経過した者の初任本俸は、学歴のほか職歴、年齢及び経験を勘案する。

(1) 大学を新たに卒業した者 5等級1号

(2) 短期大学を新たに卒業した者 6等級3号

(3) 高等学校を新たに卒業した者 6等級1号

(4) 前3号以外の学校を卒業した者 理事長が定める等級号俸

2 新たに採用した職員の勤務成績を考査するための試用期間（6月）においては、前項の規定にかかわらず、その者につき暫定的に本俸を定めることができる。

(一般職月額表の適用を受ける職員の昇給昇格)

第7条 一般職月額表の適用を受ける職員（以下「一般職職員」という。）の昇給は、別途理事長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（職務の等級が2等級以上であるものにあつては、3号俸）とすることを標準として国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 第1項から前項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に理事長が定める。

6 上位等級への昇格は、別に定める選考基準によって行う。

(スタッフ職月額表の適用を受ける職員の昇給昇格)

第8条 スタッフ職月額表の適用を受ける職員（以下、「スタッフ職職員」という。）の昇給は、別途理事長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 4 第1項から前項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に理事長が定める。
- 5 上位等級への昇格は、別に定める選考基準によって行う。

(給与の支給日及び支給方法)

- 第9条 職員の給与（通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。）は、毎月1回、その月の16日に、その月の月額的全額を支給する。ただし、その日が週休日（就業規則第22条の2第1項に規定する日をいう。以下同じ。）又は休日（就業規則第24条に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が週休日又は休日になるときは、更に繰り上げて支給する。
- 2 新たに職員となった者には、その日から本俸を支給し、昇給又は昇格等により本俸額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本俸を支給する。
 - 3 職員が離職したときは、その日まで本俸を支給する。
 - 4 職員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の本俸的全額を支給する。
 - 5 第2項又は第3項の規定により本俸を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
 - 6 第1項の支給日に支給する給与は、当月分の本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当及び通勤手当並びに前月分の時間外勤務手当とする。

(扶養手当)

- 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。
- 2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
 - 3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる者については13,000円とし、同項第2号から第5号に掲げる者（以下「子、父母等」という。）については1人につき6,500円とする。ただし、職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円とする。
 - 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を別紙の扶養親族届により理事長に届け出なければな

らない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

4 扶養手当の支給方法については、第9条第1項の規定を準用する。

（一般職職務手当）

第12条 一般職職務手当は、次の各号の一に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める月額を支給する。

(1) 総括調整役にある職員 110,000円

(2) 参事、部長及び室長にある職員 100,000円

(3) 考査役にある職員 95,000円

(4) 課長及び審査役にある職員 90,000円

(5) （削除）

(6) (削除)

(7) 課長補佐、室長補佐及び審査役補佐にある職員のうち職務の等級が3等級である職員 33,300円

(8) 課長補佐、室長補佐及び審査役補佐にある職員のうち職務の等級が4等級である職員（理事長が別に定める要件を満たしている職員に限る。） 28,500円

2 一般職職務手当の支給方法については、第9条第1項、第4項及び第5項の規定を準用する。

3 第18条の規定は、第1項第1号から第6号に規定する職員には適用しない。

4 第1項に掲げる職員が、月の1日から末日までの全期間にわたって次の各号の一に該当する場合には、その月については職務手当を支給しない。

(1) 外国に出張中の場合

(2) 勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）

(スタッフ職職務手当)

第13条 スタッフ職職務手当の月額、スタッフ職職員でその職務の等級が1等級である職員に本俸の月額及び扶養手当の合計額に100分の10を乗じて得た額を支給する。

2 スタッフ職職員職務手当の支給方法については、第9条第1項、第4項及び第5項の規定を準用する。

3 第18条の規定は、スタッフ職職員の1等級及び2等級の職員には適用しない。

4 第1項に掲げる職員が、月の1日から末日までの全期間にわたって次の各号の一に該当する場合には、その月については職務手当を支給しない。

(1) 外国に出張中の場合

(2) 勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）

(特別都市手当)

第14条 特別都市手当は、東京都特別区に在勤する職員に支給する。

2 特別都市手当の月額は、本俸、扶養手当及び一般職職務手当の月額又はスタッフ職職務手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。

3 特別都市手当の支給方法については、第9条第1項、第4項及び第5項の規定を準用する。

(住居手当)

第15条 住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

3 住居手当の支給については、第9条第1項の規定を準用する。

(支給の始期及び終期)

第16条 住居手当の支給は、職員に新たに前条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）、住居手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、その届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 前条及び前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の用具で理事長の定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

ただし、再雇用職員又は独立行政法人農林漁業信用基金育児休業規程（以下「育児休業規程」という。）第13条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間における平均1箇月当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に

係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に掲げる額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）等の適用を受けていた者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号。以下「給与特例法」という。）の適用を受けていた者、又は地方公務員であった者で、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方公共団体（以下「国等」という。）の要請に応じ引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が、理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）の通勤手当の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）

が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当)

第18条 週休日又は休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、週休日又は休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、再雇用職員（短時間勤務に限る。）又は育児短時間勤務職員が、週休日又は休日以外の日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間30分に達するまでの間の勤務にあっては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 週休日又は休日において勤務することを命ぜられた職員には、週休日又は休日において勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に、100分の135（その勤務が午後10時から翌日の5時までの間である場合は、100分の160）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1号及び前号の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸の月額及び一般職職務手当又はスタッフ職務手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週

間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(一般職期末手当)

第20条 一般職期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、6月30日及び12月10日（これらの日が週休日又は休日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が週休日又は休日に当たるときは、更に繰り上げた日。以下この条から第23条まで及び附則第1項第4号から第7号までにおいてこれらの日を「支給日」という。）にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 一般職期末手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。）において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を、その者の1週間当たりの勤務時間を常勤職員の通常の1週間当たりの勤務時間である37時間30分で除して得た数（以下「算出率」という。）で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（この合計額に総括調整役、参事、部長、室長及び考査役の職にある職員にあっては本俸の月額に100分の23を乗じて得た額を加算した額、課長及び審査役の職にある職員にあっては本俸の月額に100分の14を乗じて得た額を加算した額。以下「一般職期末手当基礎額」という。）を基礎として、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準（以下「一般職期末手当支給割合」という。）により計算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合（以下「一般職期末手当支給期間割合」という。）を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項の一般職期末手当基礎額とする。

(1) 総括調整役及び1等級の職にある職員 100分の20

(2) 2等級の職にある職員及び3等級の職にある職員 100分の15

(3) 4等級の室長補佐、課長補佐又は審査役補佐の職にある職員 100分の10

(4) 4等級の職にある職員（前号に掲げる職員を除く。） 100分の5

4 国等の職員から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者については、その者が国等に在籍していた期間は、第2項に規定する在職期間の算定に当たっては、これに含まれるものとする。

5 職員が基準日前1箇月以内に国等の要請に応じ独立行政法人農林漁業信用基金を退職し、引き続き国等の職員となった場合においては、一般職期末手当は支給しない。

6 一般職期末手当の支給に関し必要な事項及び再雇用職員の一般職期末手当については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

(スタッフ職期末手当)

第21条 スタッフ職期末手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、支給日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 スタッフ職期末手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。）において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（以下「スタッフ職期末手当基礎額」という。）を基礎として、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準（以下「スタッフ職期末手当支給割合」という。）により計算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合（以下「スタッフ職期末手当支給期間割合」という。）を乗じて得た額とする。
- 3 次の各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項のスタッフ職職員期末手当基礎額とする。
 - (1) 1等級及び2等級の職にある職員 100分の20
 - (2) 3等級の職にある職員 100分の15
- 4 国等の職員から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者については、その者が国等に在籍していた期間は、第2項に規定する在職期間の算定に当たっては、これに含まれるものとする。
- 5 職員が基準日前1箇月以内に国等の要請に応じ独立行政法人農林漁業信用基金を退職し、引き続き国等の職員となった場合にあっては、スタッフ職期末手当は支給しない。
- 6 スタッフ職期末手当の支給に関し必要な事項については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

（一般職勤勉手当）

第22条 一般職勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 一般職勤勉手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額（この合計額に総括調整役、参事、部長、室長及び考査役の職にある職員にあっては本俸の月額に100分の23を乗じて得た額を加算した額、課長及び審査役の職にある職員にあっては本俸の月額に100分の14を乗じて得た額を加算した額。以下「一般職勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準（以下「一般職勤勉手当期別支給割合」という。）により計算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合（以下「一般職勤勉手当支給期間割合」という。）を乗じて得た額とする。
- 3 第20条第3項各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項の一般職勤勉手当基礎額とする。

- 4 第20条第4項及び第5項の規定は、一般職勤勉手当の支給について準用する。
- 5 一般職勤勉手当の支給に関し必要な事項及び再雇用職員の一般職勤勉手当については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

(スタッフ職勤勉手当)

第23条 スタッフ職員勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 スタッフ職勤勉手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額（以下「スタッフ職勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準（以下「スタッフ職勤勉手当支給割合」という。）により計算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合（以下「スタッフ職勤勉手当支給期間割合」という。）を乗じて得た額とする。
- 3 第21条第3項各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項のスタッフ職勤勉手当基礎額とする。
- 4 第21条第4項及び第5項の規定は、スタッフ職勤勉手当の支給について準用する。
- 5 スタッフ職勤勉手当の支給に関し必要な事項については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

(欠勤者の給与)

第24条 職員が欠勤した場合には、次の各号により給与を支給する場合を除くほか、その欠勤日数を基礎として日割りによって計算した額を給与額から減じて支給する。

- (1) 年次休暇、特別休暇、業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下次条において同じ。）による負傷若しくは疾病による病気休暇の場合は、全期間について給与の全額を支給する。
- (2) 前2号に規定する以外の負傷又は疾病による病気休暇であって医師の証明に基づく90日以内の期間については、本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当並びに一般職勤勉手当及びスタッフ職勤勉手当のそれぞれ全額を支給する。

(退職者の給与)

第25条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり退職を命ぜられた場合には、その退職の全期間について給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり退職を命ぜられた場合には、その退職の期間中、満2年に達するまでは本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の負傷又は疾病により退職を命ぜられた場合には、その退職の期間中、満1年

に達するまでは、本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

- 4 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本俸、扶養手当、特別都市手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が前各項に規定する理由以外の理由により休職を命ぜられた場合には、本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当並びに一般職勤勉手当及びスタッフ職勤勉手当のそれぞれ全部又は一部を支給することができる。
- 6 休職にされた職員には前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業者等の給与)

第26条 育児休業規程により育児休業又は育児短時間勤務若しくは育児時間を取得する職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業規程第2条第1項の規定に基づき育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、第20条第1項及び第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間を含む。ただし、独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当支給細則第2条第1項第2号又は第4号若しくは同細則第3条第1項第2号又は第4号に掲げる職員として在職した期間を除く。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を理事長が別に定めるところにより支給する。
 - (2) 育児短時間勤務職員の場合 その者の本俸に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。職務手当の支給についても同様とする。
 - (3) 育児休業規程第23条第1項の規定に基づき育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第30条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、第12条第1項又は第13条第1項に該当する職員にあっては、勤務1時間当たりの給与額を算出するにあたり、職務手当は算入しないものとする。
- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
 - 3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(自己啓発等休業者の給与)

第27条 独立行政法人農林漁業信用基金職員自己啓発等休業規程第3条第3項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(介護休暇者の給与)

第28条 就業規則第35条の規定に基づき介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第30条の規定

にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、第12条第1項又は第13条第1項に該当する職員にあっては、勤務1時間当たりの給与額を算出するに当たり、職務手当は算入しないものとする。

- 2 介護休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護休暇の期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号俸について必要な調整を行うことができる。
- 3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(長期職場離脱日の給与)

第29条 就業規則第41条の2の規定に基づき、長期職場離脱を命ぜられた場合の職場離脱の日の給与は、その給与の全額を支給する。

(自宅待機期間の給与)

第29条の2 就業規則第41条の3の規定に基づき、自宅待機を命ぜられた場合のその期間の給与は、その給与の全額を支給する。

(給与の減額)

第30条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の非常時払い)

第31条 職員が出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常時の場合の費用に充てるため給与の支払いを請求した場合には、請求の日までの分を日割りによって計算し支払うことができる。

(施行細則)

第32条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

- 1 平成30年3月31日までの間、職員（職務の等級が2等級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 本俸月額 当該特定職員の本俸月額に100分の1.5を乗じて得た額（以下この項において「本俸月額減額基礎額」という。）
 - 二 スタッフ職職務手当 当該特定職員のスタッフ職調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - 三 特別都市手当 当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

- 四 一般職期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の月額合計額(第20条第3項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額(第20条第2項に規定する管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される一般職期末手当に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される一般期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
- 五 スタッフ職期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の月額合計額(第21条第3項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額)に、当該特定職員に支給されるスタッフ職期末手当に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給されるスタッフ職期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
- 六 一般職勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の月額合計額(第22条第3項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額(第22条第2項に規定する管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項に規定する一般職勤勉手当期別支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(同条第3項において準用する第20条第3項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、本俸月額減額基礎額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第3項に規定する割合を乗じて得た額)
- 七 スタッフ職勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の合計額(第23条第3項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、同項に規定する割合を乗じて得た額にあつては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第23条第3項に規定する一般職勤勉手当期別支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(同条第3項において準用する第21条第2項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、本俸月額減額基礎額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第23条第3項に規定する割合を乗じて得た額)
- 八 第25条第1項から第5項まで規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第25条第1項 前各号に定める額
- ロ 第25条第2項又は第3項 第1号及び第3号から第7号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第25条第4項 第1号及び第3号から第7号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第23条第5項 第1号及び第3号から第7号までに定める額に、同項の規定により当該特定

職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 2 附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第30条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する特別都市手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 第24条2号の規定にかかわらず、就業規則第36条第3項及び第4項に定める職員の負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、本俸の半額を減ずる。なお、本俸を算定基礎とする特別都市手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当並びに一般職勤勉手当及びスタッフ職勤勉手当については、半減後の本俸を基礎とする。

附 則（平成15年10月1日 独信基(101)平成15年第35号）

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人農林漁業信用基金設立の際、農林漁業信用基金（以下「旧法人」という。）の職員であった者で、引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者の第7条第1項及び第18条第3項の在職期間の算定については、旧法人の職員であった期間を独立行政法人農林漁業信用基金の在職した期間とみなす。
- 3 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの間に、この規程の給与の額について改正された場合は、平成15年9月30日以前に旧法人に在職していた職員の給与の額についても旧法人の職員給与規程の従前の例に準じて改正されたものとみなし、当該改正されたものとみなされた給与の額と同日以前に支払われた給与の額との差額を調整するものとする。
- 4 第2項に規定する職員のうち、平成11年4月1日（以下「基準日」という。）前から引き続き在職する職員のうち、基準日において55歳（以下「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において58歳を超えていない職員に限る。以下「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。
- 5 基準日前から引き続き在職する職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日において49歳を超え、55歳を超えていない職員については、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして、改正後の規程第6条第4項の本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、次の各号に掲げる基準日における年齢の区分に応じて、当該各号に掲げる回数に限り昇給をさせることができる。

(1) 基準日において53歳を超えている者	3回
(2) 基準日において50歳を超え、53歳を超えていない者	2回
(3) 基準日において49歳を超え、50歳を超えていない者	1回

基準日以降に新たに職員となった者のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

附 則（平成15年12月1日 独信基(101)平成15年第217号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年12月1日から適用する。
(職務の級における最高の号俸を超える本俸月額等の切替え等)
- 2 この規程の施行日の前日において本俸月額表に定める職務の級における最高の号俸を超える本俸月額を受けていた職員の施行日における本俸月額(本俸月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、理事長が別に定める。
(職員が受けていた本俸月額の基礎)
- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた本俸月額は、改正前の独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。
(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 4 平成15年12月に支給する期末手当の額の算定は、平成15年4月1日(その後、新たに職員となった者については、その職員となった日又はその属する月)において、職員が受けるべき改正前の基準内給与(本俸、扶養手当及び職務手当)の月額から、改正後におけるこれらの給与の月額を減じて得た額に、同年10月からこの規程の施行日の属する月の前日までの月数を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則(平成16年12月6日 独信基(101)平成16年第552号)
この規程は、平成16年12月6日から適用する。

附 則(平成17年12月1日 独信基(602)平成17年第264号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程第18条第3項から第8項までの規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。
この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
(1) 平成17年4月1日(同年4月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者については、新たに職員となった日)において職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間その他別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額
- 3 前項第1号又は第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成18年3月31日 独信基(602)平成17年第360号)
(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第5条別表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、国家公務員の例に準じて、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて理事長が別に定めるところによる。

なお、職務の級における最高の号俸を超える本俸月額等の切替え、切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸についても国家公務員の例に準じて理事長が別に定めるところによる。

(本俸の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き第5条別表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額(平成24年4月1日において職員である者にあつては、当該本俸月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。

4 前項の規定による本俸を支給される職員に関する第13条第1項、第19条、第20条第2項、同条第3項、第21条第2項、同条第3項、第22条第2項、同条第3項、第23条第2項及び第3項中「本俸の月額」とあるのは、「本俸月額と平成18年改正規程附則第3項の規定による本俸の額との合計額」とする。

附 則(平成18年5月31日 独信基(602)平成18年第59号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日 独信基(602)平成18年第337号)

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(本俸月額表の適用除外)

2 施行日の前日から引き続き第5条第1項別表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸の月額が改正後の規程第5条第1項別表においてその者の属する職務の等級における最高の号俸を超えることとなる職員には、改正後の規程第5条第1項別表にかかわらず施行日の前日において受けていた職務の等級及び号俸に基づく額を本俸として支給する。

(職務手当の定額化に関する特例措置)

3 施行日の前日から引き続き在職する調査役の第11条第2項第3号の職務手当の月額は92,700円とする。

(職務の切替えに伴う経過措置)

4 改正後の規程第11条第2項及び前項の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた職務手当の額(以下「経過措置基準額」という。)に達しないこととなる職員には、当該職務手当のほか、当該職務手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)を職務手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 5 改正後の規程第11条第2項及び附則第3項の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた経過措置基準額を超えることとなる職員の職務手当の額は、第11条の規定にかかわらず第11条の規定の額から当該職務手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を控除した額とする。
- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- （期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）
- 6 施行日の前日から引き続き第18条第2項及び第19条第2項の適用を受ける総括調整役にあつては、改正後の規程第18条第2項及び第19条第2項中、「100分の23」とあるのは「100分の16」と読み替えて適用するものとする。

附 則（平成19年12月17日 独信基(602)平成19年第249号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。
（職務手当の変更に関する特例措置）
- 2 平成19年12月31日以前に農業第一部次長、農業第二部次長、農業経営改善融資室長及び林業部審議役として在職し、平成20年1月1日に考査役として在職する職員の第11条第1項第3号の職務手当の月額は100,000円とする。
- 3 平成19年3月31日以前から引き続き在職する調査役の第11条第1項第5号の職務手当の月額は90,000円とする。
（職務の切替えに伴う経過措置）
- 4 改正後の規程第11条第1項並びに附則第2項及び第3項の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた職務手当の額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該職務手当のほか、当該職務手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を職務手当として支給する。
 - (1) 平成20年1月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 5 改正後の規程第11条第1項並びに附則第2項及び第3項の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた経過措置基準額を超えることとなる職員の職務手当の額は、第11条第1項の規定にかかわらず第11条第1項の規定の額から当該職務手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（そ

の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)を控除した額とする。

- (1) 平成20年1月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

附 則 (平成20年3月31日 独信基(602)平成19年第363号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月9日 独信基(602)平成20年第202号)

この規程は、平成20年7月10日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日 独信基602平成20年度第10089号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月1日 独信基602平成21年度第14号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月15日 独信基602平成21年度第50号)

この規程は、平成21年8月15日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日 独信基602平成21年度第119号)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第20条第2項及び第3項、第21条第2項及び第3項並びに第25条第2項から第5項までの規定並びに平成21年12月1日改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当細則の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成21年12月1日において減額改定対象職員(適用される職務の等級がそれぞれ次の表の職務の等級及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。以下同じ。)にあつては、平成21年4月1日(平成21年4月2日から平成21年11月30日までの間に国等から引き続き職員となった者にあつては採用された日)において、当該職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、スタッフ職職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数(同年4月から同年11月30日までの期間に本俸を支払われなかった期間がある職員(国等から引き続き職員となった者を除く。))にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数)を乗じて得た額

(別表)

俸給表	等級	号俸
一般職月額表	6 等級	1 号俸から 3 7 号俸まで
	5 等級	1 号俸から 1 8 号俸まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された（国等から引き続き職員となった者にあつては同日に採用されていたとすれば支給された）期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じた額

附 則（平成22年3月31日 独信基602平成21年度第192号）

この規程は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成22年11月30日 独信基602平成22年度第71号）

（施行期日）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第20条第2項及び第3項、第21条第2項及び第3項並びに第25条第2項から第5項までの規定並びに平成22年12月1日改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当細則の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年12月1日において減額改定対象職員（適用される職務の等級がそれぞれ次の表の職務の等級及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。以下同じ。）にあつては、平成22年4月1日（平成21年4月2日から平成22年11月30日までの間に国等から引き続き職員となった者にあつては採用された日）において、当該職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、スタッフ職職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数（同年4月から同年11月30日までの期間に本俸を支払われなかった期間がある職員（国等から引き続き職員となった者を除く。）にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

(別表)

本俸月額表	等級	号俸
一般職月額表	6 等級	全号俸
	5 等級	全号俸
	4 等級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	3 等級	1 号俸から 3 6 号俸まで
スタッフ職月額表	3 等級	1 号俸から 5 号俸

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された（国等から引き続き職員となった者にあつては同日に採用されていたとすれば支給された）期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じた額

附 則（平成23年3月22日 独信基602平成22年度第102号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成23年4月1日（以下、この条において「調整日」という。）において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日（以下、この条において「基準日」という。）において第7条第1項から第5項までの規定により昇給した職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成23年9月30日 独信基602平成23年度第75号）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 独信基602平成23年度第156号）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成24年6月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第20条第2項及び第3項、第21条第2項及び第3項並びに第25条第2項から第5項までの規定並びに平成24年4月1日改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当細則の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から翌年3月31日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日。同月2日から翌年3月31日までの間に減額改定対象職員（適用される職務の等級がそれぞれ次の表の職務の等級及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。以下同じ。）となった者にあつては、減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けた本俸、扶養手当、一般職職務手当、スタッフ職職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額（独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同年4月から翌年3月までの月数（同年4月1日から翌年3月31日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を減じた月数）を乗じて得た額

(別表)

本俸月額表	等級	号俸
一般職月額表	6等級	1号俸から80号俸まで
	5等級	1号俸から56号俸まで
	4等級	1号俸から62号俸まで
	3等級	1号俸から48号俸まで
	2等級	1号俸から35号俸まで
スタッフ職月額表	3等級	1号俸から19号俸まで
	2等級	1号俸から4号俸まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額並びに平成23年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 3 平成24年4月1日（以下、この項において「調整日」という。）において理事長が別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日（以下、この項において「基準日」という。）において第7条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者のうち第7条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 平成25年4月1日（以下、この項において「調整日」という。）において理事長が別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日（以下、この項において「基準日」という。）における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者のうち第7条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 5 平成26年4月1日（以下、この項において「調整日」という。）において理事長が別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日（以下、この項において「基準日」という。）における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林

漁業信用基金の職員となった者のうち第7条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程の特例）

6 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第5条別表の適用を受ける職員に対する本俸月額（平成18年改正規程附則第3項の規定による本俸を含む。）の支給に当たっては、本俸月額から、本俸月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（別表）

本俸月額表	等級等	割合
一般職月額表	総括調整役・1・2等級	100分の9.77
	3・4等級	100分の7.77
	5・6等級・再雇用	100分の4.77
スタッフ職月額表	1・2等級	100分の9.77
	3等級	100分の7.77

7 特例期間においては、独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 一般職職務手当 当該職員の一般職職務手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) スタッフ職職務手当 当該職員の本俸月額に対するスタッフ職職務手当の本俸月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (3) 特別都市手当 当該職員の本俸月額及びスタッフ職職務手当の本俸月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の一般職職務手当に対する特別都市手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (4) 一般職期末手当 当該職員が受けるべき一般職期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (5) スタッフ職期末手当 当該職員が受けるべきスタッフ職期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (6) 一般職勤勉手当 当該職員が受けるべき一般職勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (7) スタッフ職勤勉手当 当該職員が受けるべきスタッフ職勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (8) 第25条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 第25条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 第25条第2項又は第3項 前項及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第25条第4項 前項及び第3号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給

与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第25条第5項 前項及び第3号から第7号までに定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与の全部又は一部

8 特例期間においては、第18条、第26条、第28条及び第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する特別都市手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

9 特例期間においては、独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項の規定の適用を受ける職員に対する第6項、第7項第2号から第8号まで並びに第8項の規定の適用については、第6項中「本俸月額に、」とあるのは「本俸月額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項第1号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、第7項第2号中「スタッフ職職務手当の本俸月額」とあるのは「スタッフ職職務手当の本俸月額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「本俸月額及びスタッフ職職務手当の本俸に対する特別都市手当の月額」とあるのは「本俸月額及びスタッフ職職務手当の本俸月額に対する特別都市手当の月額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「一般職期末手当の額」とあるのは「一般職期末手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「スタッフ職期末手当の額」とあるのは「スタッフ職期末手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「一般職勤勉手当の額」とあるのは「一般職勤勉手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項第6号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号中「スタッフ職勤勉手当の額」とあるのは「スタッフ職勤勉手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項第7号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第8号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第9項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ中「前項及び第3号から第5号まで」とあるのは「第9項の規定により読み替えられた前項及び第3号から第5号まで」と、同号ハ中「前項及び第3号」とあるのは「第9項の規定により読み替えられた前項及び第3号」と、同号ニ中「前項及び第3号から第5号まで」とあるのは「第9項の規定により読み替えられた前項及び第3号から第7号まで」と、第8項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第2項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

附 則（平成25年4月1日 独信基602平成24年度第103号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月1日 独信基602平成25年度第79号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日 独信基602平成25年度第104号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

なお、第14条の規定の適用は、平成25年4月1日とする。

附 則（平成26年12月1日 独信基602平成26年度第64号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

なお、第5条に規定する本俸月額表及び第17条の規定の適用は、平成26年4月1日とする。

（給与の内払）

2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年4月1日 独信基602平成26年度第100号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（本俸月額の改定に伴う経過措置）

2 施行日の前日から引き続き同一の本俸月額表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸月額が同日に受けていた本俸月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。

3 施行日以降に新たに本俸月額表の適用を受けることとなった職員（国等の職員から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者に限る）について、前項の規定による本俸を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、本俸を支給する。

4 前2項の規定による本俸を支給される職員に関する第13条第1項、第14条第2項、第19条、第20条第2項、同条第3項、第21条第2項、同条第3項、第22条第2項、同条第3項、第23条第2項、同条第3項、第24条第2号、第25条第2項から第5項、第26条第2号、附則第1項から第3項中「本俸」とあるのは、「本俸と平成27年改正規程附則第2項の規定による本俸との合計額」とする。

附 則（平成28年2月25日 独信基602平成27年度第100号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第5条に規定する本俸月額表及び第14条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年4月20日 独信基602平成28年度第5号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成28年4月20日から施行する。

2 この規程による改正後の第14条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年11月21日 独信基602平成28年度第66号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第5条に規定する本俸月額表は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成29年12月8日 独信基602平成29年度第106号)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月27日 独信基602平成29年度第112号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成29年12月27日から施行する。ただし、この規程による改正後の第5条に規定する本俸月額表は、平成29年4月1日から適用し、附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

3 平成30年4月1日(以下、この項において「調整日」という。)において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日(以下、この項において「基準日」という。)において第7条第1項から第5項までの規定により昇給した職員及び基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

本俸月額表						
別表第一 一般職月額表(第5条関係)						
(単位:円)						
等級 号俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	413,400	335,600	273,400	239,300	201,900	159,800
2	415,800	338,200	275,700	240,900	203,700	161,500
3	418,200	340,600	278,000	242,400	205,500	163,200
4	420,800	343,200	280,200	243,900	207,200	164,900
5	423,400	345,500	282,400	245,300	209,100	166,600
6	426,100	348,100	284,600	247,000	211,000	168,300
7	428,900	350,500	286,900	248,400	212,700	170,000
8	431,400	353,100	289,100	249,800	214,500	171,700
9	433,800	355,500	291,400	251,300	216,300	173,400
10	436,500	358,100	293,500	252,900	218,100	175,100
11	439,200	360,500	295,700	254,500	219,900	176,800
12	441,800	363,200	298,000	256,100	221,600	178,500
13	444,400	365,700	300,100	257,800	223,200	180,200
14	447,000	368,100	302,400	259,400	224,800	181,900
15	449,700	370,400	304,500	261,200	226,300	183,600
16	452,300	372,800	306,800	262,900	227,900	185,300
17	454,900	374,700	309,100	264,800	229,500	187,000
18	457,500	377,200	311,100	266,700	231,000	188,700
19	460,100	379,600	313,300	268,800	232,100	190,400
20	462,600	382,100	315,400	270,800	233,500	192,000
21	465,000	384,500	317,500	272,700	234,800	193,700
22	467,300	387,000	319,600	274,700	236,400	195,400
23	469,600	389,300	321,800	276,800	237,800	197,100
24	472,000	391,800	323,900	278,800	239,100	198,800
25	474,400	394,100	325,800	280,600	240,400	200,500
26	476,800	396,300	328,000	282,600	241,900	202,200
27	479,300	398,600	329,900	284,500	243,400	203,800
28	481,800	400,800	332,100	286,500	245,000	205,500
29	484,300	403,100	334,200	288,400	246,400	207,200
30	486,800	405,300	336,400	290,300	247,500	208,900
31	489,200	407,300	338,400	292,300	249,000	210,600
32	491,600	409,400	340,400	294,200	250,500	212,300
33	493,500	411,500	342,600	296,000	252,100	213,900
34	495,900	413,500	344,600	297,700	253,800	215,500
35	498,300	415,500	346,700	299,500	255,500	217,200
36	500,700	417,400	348,800	301,300	257,100	218,800
37	503,100	419,500	350,400	303,200	258,700	220,400
38	505,300	421,400	352,500	305,000	260,300	221,400
39	507,200	423,700	354,400	306,800	262,000	222,900
40	509,000	425,500	356,500	308,500	263,500	224,500
41	510,900	427,700	358,600	310,200	265,000	225,900
42	512,800	429,800	360,600	312,100	266,700	227,400
43	514,700	432,000	362,700	313,900	268,300	228,800
44	516,600	433,800	364,700	315,800	269,800	230,400
45	518,600	436,000	366,700	317,700	271,500	231,900
46	520,400	438,000	368,700	319,500	273,100	233,400
47	522,200	440,000	370,800	321,400	274,600	235,100
48	524,000	441,800	372,800	323,300	276,100	236,700
49	525,800	443,800	374,500	325,100	277,700	238,300
50	527,500	445,800	376,500	327,000	279,300	239,900
51	529,300	447,900	378,100	328,700	280,900	241,500
52	530,900	449,900	380,000	330,500	282,400	243,000
53	532,500	452,000	381,900	332,400	284,000	244,700
54	534,100	454,000	383,300	334,200	285,600	246,100
55	535,600	456,100	385,200	335,900	287,200	247,600
56	537,200	457,600	386,800	337,700	288,700	249,000
57	538,800	459,600	388,700	339,300	290,100	250,500
58	540,400	461,600	390,600	340,900	291,200	251,900
59	542,000	463,600	392,400	342,500	292,400	253,300
60	543,500	465,600	394,100	343,900	293,800	254,600
61	545,000	467,400	395,700	344,900	294,600	255,900
62	546,600	469,200	397,700	346,300	295,900	257,100
63	548,200	471,000	399,700	347,400	297,300	258,300
64	549,800	472,800	401,700	348,800	298,600	259,400
65	551,500	474,600	403,700	349,700	299,800	260,500
66		476,300	405,500	351,200	300,900	261,500
67		478,000	407,400	352,700	302,000	262,500
68		479,600	408,900	353,800	303,000	263,400
69		481,200	410,700	355,300	303,800	264,300
70		482,800	412,500	356,800	304,700	265,100
71		484,200	414,200	358,300	305,600	265,900
72		485,700	416,000	359,700	306,500	266,700
73		487,000	417,700	361,100	307,300	267,400
74		488,300	419,300	362,600	308,000	268,100
75		489,700	421,000	363,800	308,600	268,800
76		491,000	422,500	365,200	309,000	269,400
77		492,300	424,000	366,700	309,400	270,000
78		493,500	425,400	368,200	309,800	270,500
79		494,700	426,800	369,500	310,200	271,000
80		495,900	428,100	371,000	310,600	271,500
81		497,000	429,300	372,300		
82		498,100	430,500	373,600		
83		499,100	431,600	374,800		
84		500,100	432,700	375,600		
85		501,100	433,800	376,600		
86		502,000	434,900	377,500		
87		502,900	435,900	378,400		
88		503,800	436,900	379,200		
89		504,500	437,800	379,900		
90		505,200	438,700	380,500		
91		505,500	439,500	381,000		
92		505,800	440,400	381,500		
93		506,100	441,200	381,900		
94		506,400	442,000	382,200		
95		506,600	442,700	382,300		
96			443,400			
97			444,000			
98			444,300			
99			444,600			
100			444,900			
101			445,200			
102			445,500			
103			445,800			
104			446,100			
105			446,400			
106			446,700			
107			447,000			
108			447,300			
109			447,500			
備考:	総括調整役		557,100	円とする。		
	大学卒試験採用職員のうち5等級1身俸を受ける者の俸給月額は、この表にかかわらず、		192,500	円とする。		
	再雇用職員		113,400	(短時間勤務)円とする。		
			226,700	(常勤)円とする。		

別表第二 スタッフ職月額表(第5条関係)			
(単位:円)			
等級 号俵	1 等級	2 等級	3 等級
1	476,600	423,200	343,600
2	482,200	427,700	345,600
3	487,700	432,100	347,500
4	493,000	436,500	349,500
5	498,400	440,500	351,200
6	503,700	444,100	353,100
7	508,900	447,900	355,000
8	513,300	451,900	357,100
9	516,600	455,500	359,100
10	519,300	459,700	361,000
11	522,100	463,700	363,000
12	524,600	467,700	365,000
13	526,800	471,400	367,100
14	528,700	474,300	369,100
15	530,500	477,600	371,200
16	532,300	480,800	373,300
17	533,800	483,800	375,100
18	535,400	486,700	377,100
19	537,000	489,200	379,000
20	538,300	491,700	380,700
21	539,600	493,800	382,700
22		495,800	384,200
23		497,600	386,200
24		499,200	388,200
25		500,700	389,700
26			391,700
27			393,400
28			395,200
29			397,100
30			399,000
31			400,800
32			402,300
33			403,800
34			405,300
35			406,800
36			408,300
37			409,600
38			411,100
39			412,600
40			414,100
41			415,500
42			416,900
43			418,300
44			419,600
45			420,900
46			422,200
47			423,500
48			424,700
49			425,900
50			427,000
51			428,000
52			429,000
53			430,000
54			431,000
55			431,900
56			432,800
57			433,600
58			434,400
59			435,100
60			435,800
61			436,400
62			437,000
63			437,500
64			438,000
65			438,400
66			438,800
67			439,100
68			439,400
69			439,700
70			440,000
71			440,300
72			440,600
73			440,900
74			441,200
75			441,400
76			441,700
77			442,000